



社会保険庁発表
平成20年9月30日

(照会先)
運営部企画課施設整理推進室
室長補佐 山田
電話：03-5253-1111
(内線3627)
夜間：03-3595-2771

社会保険病院・厚生年金病院の独立行政法人年金・健康保険 福祉施設整理機構への出資について

社会保険庁では、社会保険病院及び厚生年金病院（これらに併設されている施設を含む。）を10月1日に独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）に対し出資することとしましたのでお知らせします。

社会保険病院及び厚生年金病院は、10月1日以降RFOの所有となりますが、病院の経営は、これまで社会保険庁が経営を委託している団体に対し、RFOから委託して行っていただくこととしており、これまでと同様に医療が提供されます。

社会保険庁では、地域の医療体制が損なわれないように十分に配慮しつつ、今後の病院の取扱いについて適切に対応してまいります。

<添付資料>

- 資料1 社会保険病院・厚生年金病院の出資について（概要）
- 資料2 出資施設の一覧
- 資料3 社会保険病院・厚生年金病院の概要

社会保険病院及び厚生年金病院に係る独立行政法人 年金・健康保険福祉施設整理機構への出資について（概要）

1. 経 緯

社会保険病院及び厚生年金病院については、平成14年の医療制度改革及び平成16年の年金制度改革において、それぞれ整理合理化を図ることが求められており、社会保険庁では、これまで、地域の医療体制を損なわないような形での整理合理化の検討を行ってきたところです。

一方、社会保険庁改革を進めてきた中で、平成20年10月以降、社会保険庁が健康保険の保険者ではなくなることから社会保険病院を保有することができなくなるなど、社会保険庁改革に伴う制度上の見直しも必要な状況となっていました。

こうした状況の下、平成20年4月に、与党において「社会保険病院及び厚生年金病院を独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）に出資することとする」ことが合意され、10月以降も病院事業の継続を図りながら、適切な譲渡先（受皿）を検討し、その確保を図ることとされました。今般の両病院の出資は、この与党合意を踏まえて行うものです。

2. 出資対象施設

社会保険病院（全53病院）及び厚生年金病院（全10病院）

※ 併設されている施設（介護老人保健施設や看護専門学校）を含む。

3. 今後の予定

社会保険病院及び厚生年金病院は、出資によりRFOの所有となりますが、病院の経営は、これまで社会保険庁が経営を委託している団体に対し、RFOから委託して行っていただくこととしており、これまでと同様に医療が提供されます。

また、社会保険庁では、地域の医療体制が損なわれないように十分に配慮しつつ、出資後の病院の取扱いについて適切に対応してまいります。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）に
平成20年10月1日に出資する施設一覧

1. 政府管掌健康保険の福祉施設

(1) 社会保険病院

名 称	位 置
北海道社会保険病院	札幌市
札幌社会保険総合病院	札幌市
仙台社会保険病院	仙台市
宮城社会保険病院	仙台市
秋田社会保険病院	能代市
社会保険二本松病院	二本松市
宇都宮社会保険病院	宇都宮市
社会保険群馬中央総合病院	前橋市
社会保険大宮総合病院	さいたま市
埼玉社会保険病院	さいたま市
千葉社会保険病院	千葉市
社会保険船橋中央病院	船橋市
社会保険中央総合病院	東京都新宿区
城東社会保険病院	東京都江東区
社会保険蒲田総合病院	東京都大田区
東京北社会保険病院	東京都北区

社会保険横浜中央病院	横浜市
川崎社会保険病院	川崎市
社会保険相模野病院	相模原市
社会保険高岡病院	高岡市
金沢社会保険病院	金沢市
福井社会保険病院	勝山市
社会保険高浜病院	福井県大飯郡高浜町
社会保険山梨病院	甲府市
社会保険鰍沢病院	山梨県南巨摩郡鰍沢町
健康保険岡谷塩嶺病院	岡谷市
岐阜社会保険病院	可児市
社会保険桜ヶ丘総合病院	静岡市
社会保険浜松病院	浜松市
三島社会保険病院	三島市
社会保険中京病院	名古屋市
四日市社会保険病院	四日市市
社会保険滋賀病院	大津市
社会保険京都病院	京都市
社会保険神戸中央病院	神戸市
奈良社会保険病院	大和郡山市
社会保険紀南病院	田辺市

社会保険下関厚生病院	下関市
総合病院社会保険徳山中央病院	周南市
健康保険鳴門病院	鳴門市
社会保険栗林病院	高松市
宇和島社会保険病院	宇和島市
社会保険小倉記念病院	北九州市
社会保険久留米第一病院	久留米市
健康保険直方中央病院	直方市
佐賀社会保険病院	佐賀市
社会保険浦之崎病院	伊万里市
健康保険諫早総合病院	諫早市
健康保険八代総合病院	八代市
健康保険人吉総合病院	人吉市
健康保険天草中央総合病院	天草市
健康保険南海病院	佐伯市
宮崎社会保険病院	宮崎市

(2) 介護老人保健施設

名 称	位 置
北海道社会保険介護老人保健施設	札幌市
宮城社会保険介護老人保健施設	仙台市

秋田社会保険介護老人保健施設	能代市
二本松社会保険介護老人保健施設	二本松市
宇都宮社会保険介護老人保健施設	宇都宮市
群馬社会保険介護老人保健施設	前橋市
埼玉社会保険介護老人保健施設	さいたま市
千葉社会保険介護老人保健施設	千葉市
城東社会保険介護老人保健施設	東京都江東区
東京北社会保険介護老人保健施設	東京都北区
川崎社会保険介護老人保健施設	川崎市
金沢社会保険介護老人保健施設	金沢市
福井社会保険介護老人保健施設	勝山市
高浜社会保険介護老人保健施設	福井県大飯郡高浜町
鰍沢社会保険介護老人保健施設	山梨県南巨摩郡鰍沢町
岐阜社会保険介護老人保健施設	可児市
三島社会保険介護老人保健施設	三島市
中京社会保険介護老人保健施設	名古屋市
四日市社会保険介護老人保健施設	四日市市
滋賀社会保険介護老人保健施設	大津市
神戸社会保険介護老人保健施設	神戸市
下関社会保険介護老人保健施設	下関市
徳山社会保険介護老人保健施設	周南市

宇和島社会保険介護老人保健施設	宇和島市
久留米社会保険介護老人保健施設	久留米市
佐賀社会保険介護老人保健施設	佐賀市
天草社会保険介護老人保健施設	天草市
南海社会保険介護老人保健施設	佐伯市
宮崎社会保険介護老人保健施設	宮崎市

(3) 看護専門学校

名 称	位 置
社会保険船橋総合看護専門学校 社会保険船橋保健看護専門学校 専門学校社会保険看護研修センター	船橋市
社会保険中央看護専門学校	東京都新宿区
社会保険横浜看護専門学校	横浜市
社会保険中京看護専門学校	名古屋市
社会保険神戸看護専門学校	神戸市
社会保険紀南看護専門学校	田辺市
健康保険鳴門看護専門学校	鳴門市
健康保険人吉看護専門学校	人吉市

2. 厚生年金保険の福祉施設

(1) 厚生年金病院

名 称	位 置
登別厚生年金病院	登別市
東北厚生年金病院	仙台市
東京厚生年金病院	東京都新宿区
湯河原厚生年金病院	神奈川県足柄下郡湯河原町
大阪厚生年金病院	大阪市
星ヶ丘厚生年金病院	枚方市
玉造厚生年金病院	松江市
厚生年金高知リハビリテーション病院	高知市
九州厚生年金病院	北九州市
湯布院厚生年金病院	由布市

(2) 看護専門学校

名 称	位 置
東京厚生年金看護専門学校	東京都新宿区
大阪厚生年金看護専門学校	大阪市
星ヶ丘厚生年金保健看護専門学校	枚方市

社会保険病院の概要

1. 設置根拠

国（社会保険庁）は、健康保険法第150条の規定に基づき、保険者が行う保健福祉事業の一環として病院を設置

○健康保険法（大正11年法律第70号）（抜粋）

第6章 保健事業及び福祉事業

第150条

2 保険者は、被保険者等の療養のために必要な費用に係る資金若しくは用具の貸付けその他の被保険者等の療養若しくは療養環境の向上又は被保険者等の出産のために必要な費用に係る資金の貸付けその他の被保険者等の福祉の増進のために必要な事業を行うことができる。

2. 設置主体等

(1) 設置者

社会保険庁（政管健保の保険者（平成20年9月末まで））

(2) 設置時期

主として昭和20年代

(3) 設置数

全国に53病院（延べ14,676床、平均277床）

うち、29病院が介護老人保健施設を併設

3. 運 営

(1) 経営は公益法人及び地方公共団体に委託し、受託団体の独立採算により運営されており、運営費の補助は行っていない（国有民営方式）。

また、平成17年度から、保険料財源を財源とした病院整備を取り止めることとした。

〔委託先法人〕

（社）全国社会保険協会連合会（49病院）、公立紀南病院組合（1病院）、
岡谷市（1病院）、（財）平成紫川会（1病院）、（社）地域医療振興協会（1病院）

(2) 経営状況

年 度	収 入	支 出	収 支 差	備 考
平成17年度	2,946億円	2,873億円	+73億円	単年度黒字 51病院 単年度赤字 2病院
平成18年度	2,871億円	2,842億円	+29億円	単年度黒字 36病院 単年度赤字 17病院
平成19年度	2,937億円	2,925億円	+13億円	単年度黒字 40病院 単年度赤字 13病院

※平成15年度以降は、建物等更新費用を計上。（平成17年度92億円、平成18年度89億円、平成19年度90億円）

※平成19年度末の累積剰余は、679億円。

※平成19年度末の累積剰余黒字病院は36病院、赤字病院は17病院。

厚生年金病院の概要

1. 設置根拠

国(社会保険庁)は、旧厚生年金保険法第79条の規定に基づき、保険者が行う福祉施設の一環として病院を設置

厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)(平成20年3月31日までの規定)

第79条 政府は、被保険者、被保険者であった者及び受給権者の福祉を増進するために、必要な施設をすることができる。

※ 厚年法改正附則(平成19年法律第110号)第4条の規定により、日本年金機構設立までの間は引き続き運営することが可能。

2. 設置者等

- (1) 設置者 社会保険庁(厚生年金保険の保険者)
- (2) 設置時期 昭和20年～昭和50年
- (3) 設置数 全国に10病院(延べ4,063床、平均406床)

3. 運営

- (1) 経営は公益法人に委託し、受託団体の独立採算により運営されており、国から運営費の補助は行っていない。(国有民営方式)

また、平成16年度から、保険料財源を財源とした病院整備を取り止めることとした。

〔委託先法人〕

(財)厚生年金事業振興団(7艙)、(社)全国社会保険協会連合会(3艙)

(2) 経営状況

年度	収入	支出	収支差	備考
平成17年度	702億円	677億円	+26億円	単年度黒字9病院 単年度赤字1病院
平成18年度	679億円	665億円	+14億円	単年度黒字6病院 単年度赤字4病院
平成19年度	692億円	684億円	+7億円	単年度黒字6病院 単年度赤字4病院

※ 平成19年度末の累積剰余は、243億円である。

※ 平成19年度末の累積剰余黒字病院は9病院、赤字病院は1病院。